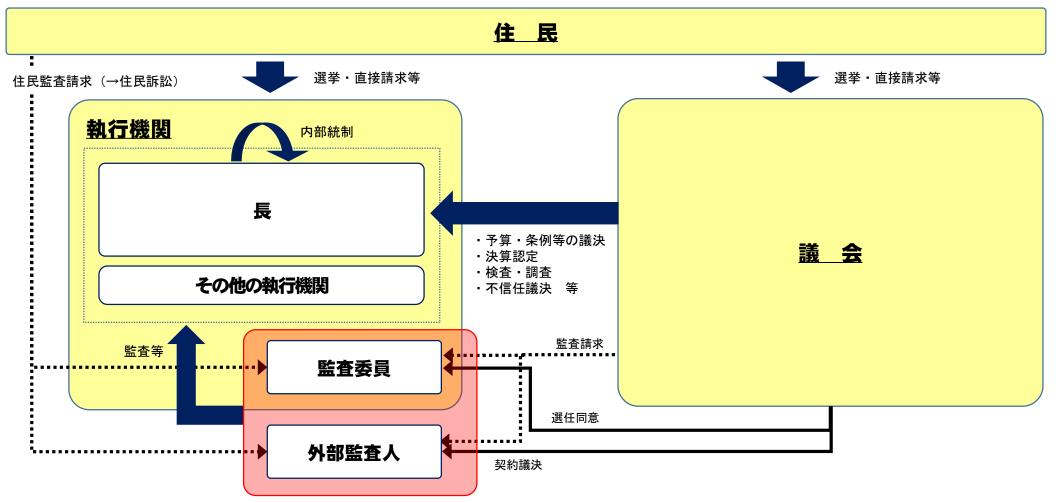
現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置

地方公共団体の財務行為に対するチェック体制

- 地方公共団体の事務の執行は住民の選挙により選出された長が担うものであり、これを同じく住民の選挙により 選出された議員により構成される議会がチェックすることが基本。
- 長等の財務事務等の処理について適法性・適正性を確保するため、内部統制による自己的なチェックに加え、専門的な見地からチェック機能を果たす役割を監査委員・外部監査人が担う。



長が執行する財務行為に関する基本的な役割分担

地方公共団体の財務行為を執行する権限は長にあるが、法律の規定によってその一部の権限を会計管理者に委任することによって、財務行為の「決定権限」と「執行権限」を分離することにより、財務行為のプロセスにおいて相互 監視機能を常に組み込ませているもの。

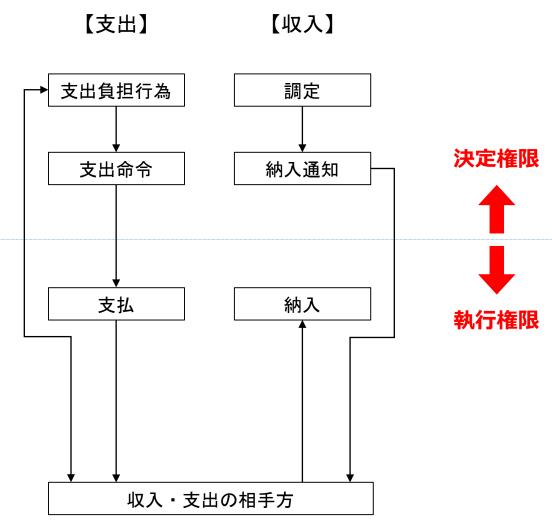
長の権限 (地方自治法§149二~七)

- ○予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 〇地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を 徴収し、及び過料を科すること。
- ○決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 〇会計を監督すること。
- ○財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ○公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

財務行為の権限のうち執行権限を委任

会計管理者の権限 (地方自治法§170①・②)

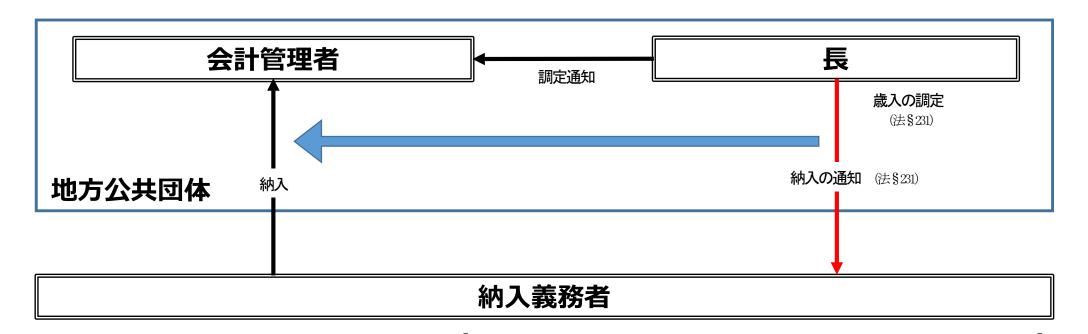
- 〇現金の出納及び保管を行うこと。
- 〇小切手を振り出すこと。
- 〇有価証券の出納及び保管を行うこと。
- 〇物品の出納及び保管を行うこと。
- 〇現金及び財産の記録管理を行うこと。
- 〇支出負担行為に関する確認を行うこと。
- ○決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。



収入

【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は 契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、 納入義務者に納入の通知。



【凡例】

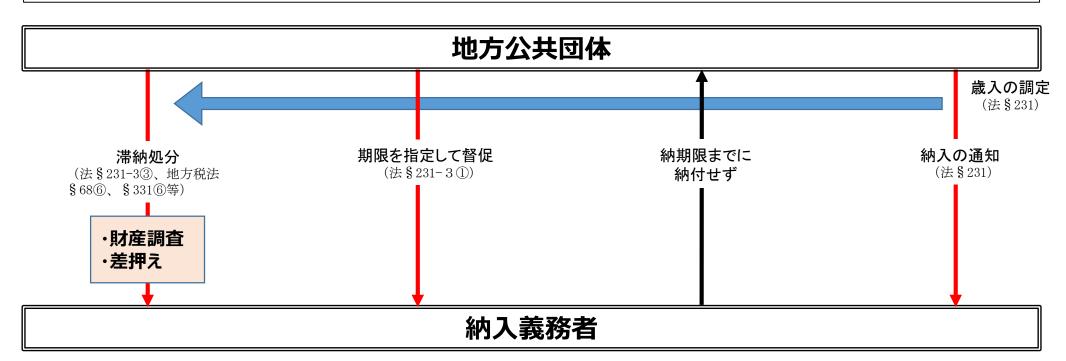
法:地方自治法(昭和22年法律第67号) 令:地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

新法:地方税法等の一部を改正する法律(合和3年法律第7号)による改正後の地方自治法

新令:地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第107号)による改正後の地方自治法施行令

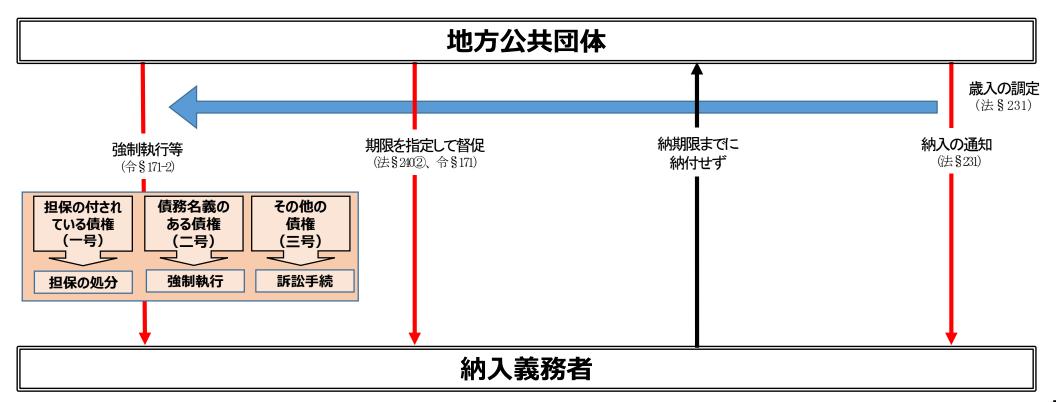
滞納手続(税等の公法上の債権)

- 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は 契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、 納入義務者に納入の通知。
- 納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促。督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金の徴収が可能。
- 督促で指定された期限までに納付すべき金額(手数料及び延滞金を含む)を納付しないときは、地方税の滞納 処分の例により処分することが可能。



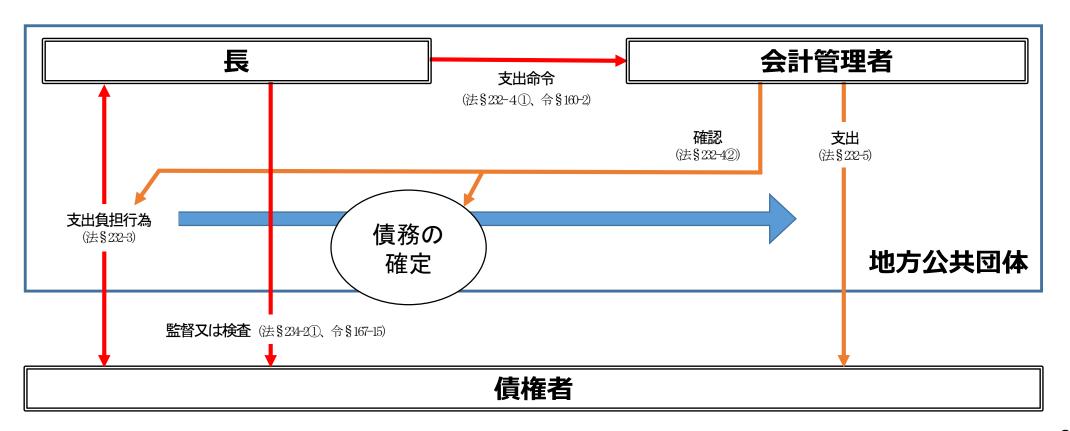
滞納手続(私法上の債権)

- 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は 契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、 納入義務者に納入の通知。
- 履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促。
- 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、担保の処分等の措置。



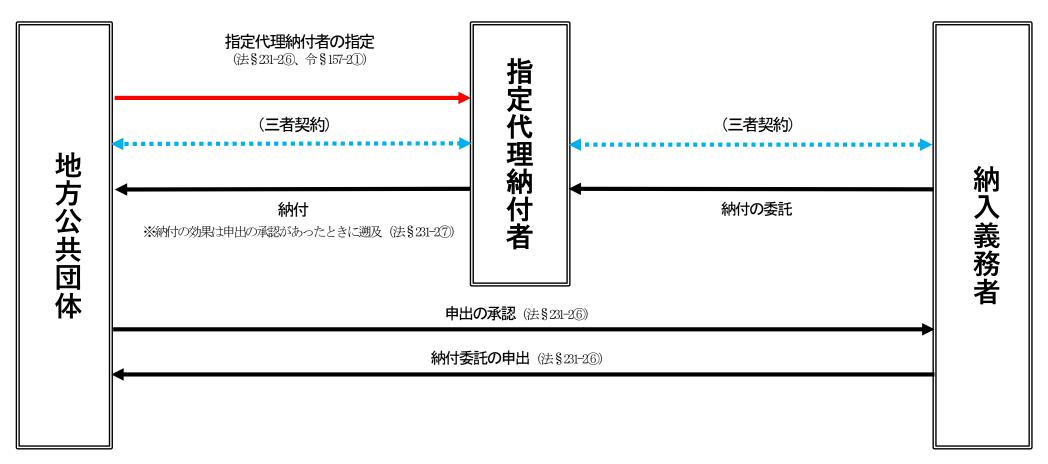
支出

- 契約その他の行為(支出負担行為)は法令又は予算の定めるところに従い行う。
- 契約の履行の確保又は完了の確認のため、必要な監督又は検査。
- 会計管理者は長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出不可。
- 会計管理者は支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないことと、 債務が確定していることを確認した上でなければ支出不可。



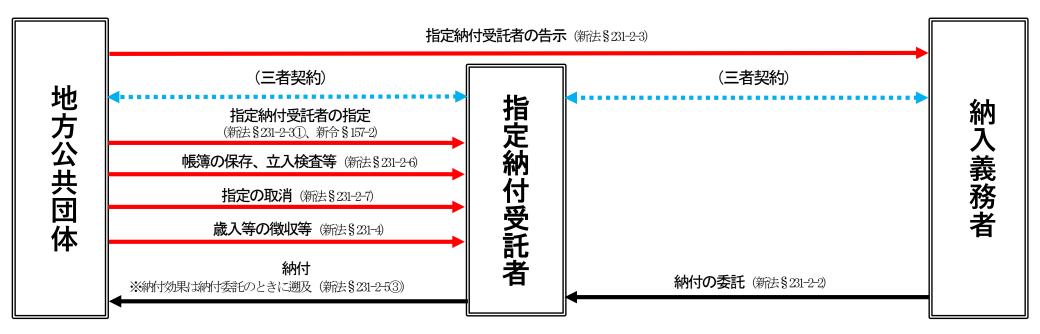
指定代理納付者制度による収納

- 指定代理納付者は地方公共団体の長が指定することとなるが、次のいずれにも該当する者でなければならない。
- ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② 人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有すること。



指定納付受託者制度による収納

- 納付事務を遂行する者として指定した場合、指定納付受託者を告示。
- 指定代理納付者は長が指定することとなるが、次のいずれにも該当する者でなければならない。
- ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② 人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、 十分な社会的信用を有すること。
- 指定納付受託者は納付事務に関する事項を記載した帳簿の保存義務を負い、長は必要な限度で、指定納付受託者に対して報告をさせ又は立ち入り検査若しくは質問をすることが可能。
- 指定納付受託者の適格性を欠いたときは、長はその指定を取り消すことが可能。
- 指定納付受託者が、地方公共団体が指定した日までに歳入等を納付しないときは強制徴収をすることが可能。



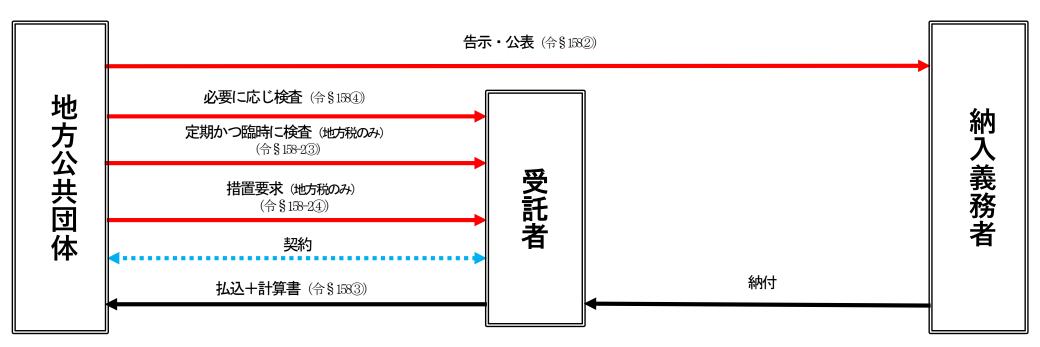
私人委託

【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- 地方公共団体が収入の事務を委託していることを示すため、告示・公表。
- <使用料、手数料、賃借料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、延滞金、遅延損害金>
- ・ 必要があると認めるときは、会計管理者は委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することが可能。

<地方税>

- その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託可能。
- 会計管理者が定期又は臨時に地方税の収納の事務の状況の検査義務。
- 検査をしたときは、その結果に基づき受託者に必要な措置を講ずべきことを求めることが可能。



指定金融機関の公金の収納・支払

- 公金取扱いの重要性等に鑑み、議会の議決を経て指定金融機関を指定。
- ・ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に対する会計管理者検査・監査委員監査により適正な 取扱いがなされているかを確認。
- 指定金融機関が、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を代表して地方公共団体とその公金の収納及び支払の事務を取り扱う契約を締結する権限を有し、一切の事務処理を総括することで、責任の所在を一本化。
- 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務について、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の責任も併せて負うための担保の提供義務があり、事故があったときは民事上の損害賠償責任を負う。

